

答申第 835 号

情 公 第 1081 号

令和 8 年 4 月 17 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 3 月 26 日付けで諮問された特定事業に寄せられた回答内容に係る文書一部非公開の件（諮問第 918 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、令和6年12月6日付け行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表2の「公開すべき情報」欄に掲げる情報を公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和6年11月22日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表1の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和6年12月6日付けで、別表1の「公開文書」欄に掲げる各行政文書を特定し、別表1の「非公開情報」欄に掲げる情報（以下「本件非公開情報」という。）を非公開とする行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年1月31日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 令和7年1月31日付け審査請求書等における主張要旨について

ア 「精神科医療の意見箱」は、今後の精神科医療の改善を考える重要な土台になるもので、現状認識は県民が広く共有すべきである。審査請求人も含め、県民は意見者の個人情報を知りたいわけではなく、精神科医療で起きている実態を把握したいと思っている。公開された意見だけでも、患者・家族版には深刻な虐待事案や法律違反が認められ、職員版には内部通報に当たる記載もあるが、県は早々に「緊急対応が必要となる具体的な情報はありませんでした」と速報を出したままである。非公開では、その根拠も全くわからない。

公開率が高い人がいるのに、全意見非公開の人もある。公開・非公開の選択根拠は不明で、公開か非公開か極端である。一方、質問票の「第三者

に提供することはございません」との記載を非公開理由にするには、本来気遣うべき患者・家族の個人情報も公開している。誰のための非公開か、このままでは、県民のためでもなく、患者・家族や職員のためでもなく、病院や県のための非公開ではないかという疑いを抱かせてしまう。

特に職員の自由意見に比べ、患者・家族の非公開が著しく高いことは、県がうたう「当事者目線の障害者福祉」、「当事者目線の精神科医療」に反している。

あまりに恣意的で不公正で過剰な隠匿で、精神科医療の理解と改善には繋がらない。「意見箱」設置は県の先駆的な取り組みなので、ぜひ活かしていただきたいと思う。

広い公開が、県のうたう「当事者目線の精神科医療」を進め、「ともに生きる」社会の実現に寄与していくことと思う。

イ 県は、「第三者に提供することはございません」という記載があることをもって、公開はせず、公開も制限すると述べ、公開された内容は、黒塗りなどでの隠匿が著しく多いものであったため、公開された資料の分析を行った。

患者・家族版では、設問3-1～3-3の自由記載の「***」隠匿率78.1%で、設問4の自由意見の「黒塗り」隠匿率97.4%であり、設問3-1～4まで纏めると自由記載の「***や黒塗り」隠匿率82.1%である。

職員版では、設問4の自由記載の「***」隠匿率79.3%で、設問5-4の自由記載の「黒塗り」隠匿率80.0%で、設問6の自由意見の「黒塗り」隠匿率84.8%で、設問4、5-4、6と合わせ自由記載の「***や黒塗り」隠匿率80.3%である。

全体で、自由記載955件のうち「***や黒塗り」780件（隠匿率81.7%）と、著しく隠匿が多い。

「精神科医療の意見箱」には、現在の精神科医療、特に病院医療における課題が深く告発されている。深刻な記載が多く、今後の県の精神科医療の改善のための重要な土台になると思われる。

公開された意見だけでも、患者・家族版の記載では深刻な虐待事案や法律違反に当たる記載があり、職員版の記載では構造問題の内部通報に当た

る記載もある。

県は早々に「緊急対応が必要となる具体的な情報はありませんでした」と速報を出したが、公開意見だけでも「緊急性」も含む事例が散見される。非公開で隠匿された意見はさらに「緊急性」がある可能性がある。

とても公開率が高い人もいる一方で、全意見が非公開となった人もいる。公開・非公開の選択根拠も不分明であり、全的に公開するか非公開にするか極端である。非公開は全的に隠匿され、精神科医療の問題点や改善点についての意見の概要すら全く窺えない。一方で、内容が「第三者に提供することはございませんが」と書いたことを非公開の理由にするには、本来気遣うべき個人情報も公開している。公開と隠匿の判断に課題があると思わざるを得ない。誰のための非公開なのか、非公開隠匿のままでは、県民のためでも、患者・家族や職員のためでもなく、病院や県のための非公開なのではないかという、合理的な疑いを抱かざるを得ない。

特に、職員の自由意見の隠匿率 84.8%に比べて、患者・家族の自由意見の隠匿率 97.4%と著しく高いことは、県がうたう「当事者目線の障害者福祉」、「当事者目線の精神科医療」に反している。

あまりに恣意的で不公正で過剰な隠匿であり、これでは精神科医療の課題や改善点の把握にはつながらない。

前述したとおり、回答者は積極的に情報を活かしてほしいという姿勢で意見を述べている。「個人情報はもちろん第三者に提供しない」が、精神科医療の現在の課題と改善策の方向性が分かるように、意見の根幹は積極的に公開して活かして還元し、さらに統計的に整理して分析して、今後の施策に反映していくことが望ましい。

「意見箱」を設けたからには、皆が精神科医療を深く理解できるよう、広く知らせることが望ましい。

「意見箱」の設置自体は県の先駆的な取組みなので、是非今後も常設し、内容をさらに吟味し充実させ、積極的な広報期間を設けるなどして、継続的に制度として取り入れていただきたい。内容の検討や施策への展開に関しては、県職員だけではなく、多くの患者・家族と職員を含んだ県民が参画する形が望ましい。

それが県のうたう「当事者目線の精神科医療」を進めることになり、「ともに生きる」社会を実現していく道につながるだろう。

(2) 令和7年3月21日付け反論書における主張要旨について

県「精神科医療の意見箱」への本件請求に対する、本件処分に対して、本件審査請求に添付した当会の「神奈川県『精神科医療の意見箱』開示資料分析」（以下「開示資料分析」という。）で詳細に分析し反論したが、実施機関の弁明書は、それに全く答えず、ただ以前からの主張を繰り返している。開示資料分析を読んだ上で、これに対して弁明すべきであると思う。行政対応として余りに不篤実だと思し、ここにもまた県「精神科医療の意見箱」の非公開につながる、県がうたう「当事者目線の障害者福祉」や「当事者目線の精神科医療」との乖離の実際が示されてしまっていると思う。

本意見箱は、特定病院の患者暴虐事件を受け、同様の事案が県内の病院に眠っていることはないか、県内の精神科病院の実際の状況を知り、改善につなげるために、患者・家族・職員にアンケートを取り明らかにするためのものである。その結果がほとんど非公開であれば、何のためのアンケート調査だったのか。せっきくのアンケート調査を一部職員の間で死蔵してしまい、統計調査を示すこともない。精神科病院の実状を県民に明らかにし、当事者・家族・職員そして精神科医療の現在・将来の利用者である県民とともに、また多くの研究者とともに、今後の改善を広く参加型で考えていくことこそが、「当事者目線の精神科医療」であると思う。

実施機関の弁明書は、旧来からの一方的な主張である。しかし開示資料分析で述べたように、一部公開内容自体が、実施機関の主張に既に違背している。

「特定される可能性」を非公開の理由に挙げながら、意見を挙げた当事者・家族・職員への当然図るべき気遣いに欠けており、誰のための非公開なのかと思う。当事者や家族のためではなく、働く職員のためでもなく、県や精神科病院のためなのではないか、ということである。そしてそれ自体が、まさに特定病院で示された、精神科病院と行政との間で、当事者を隠して出さない一方性そのままであり、特定病院での事件を契機とした、

同様の事態を避けるための「意見箱」であるにもかかわらず、非公開はここでもその一方性を繰り返してしまう、ということである。

そのまま公開できる意見があるのであれば、他の意見も公開できるはずである。個人情報と固有名詞を除き、前述した配慮を示した上で内容のみを示せば、投稿フォームの「投稿内容を第三者に提供することはない」には反しないということである。そもそも意見を書いた人々は、意見を県の精神科医療の現状への告発と今後の改善に積極的に使ってほしいと思って、辛い中を懸命に書いて下さっている。既に開示資料分析に示したとおり、意見者は匿名を希望しても、病院名は明かして積極的な意見活用の意思を示している。県職員の中に死蔵してほしいとは、どなたも思っていないだろう。意見を公開して活かせば、「全ての回答を公開することにより、今後同様の調査や相談を実施する際の回答や、庁内で実施している問い合わせフォーム等への投稿をためられるなど、当課の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれ」などということはなく、むしろ今後さらに積極的に意見が頂けることだろう。「当課の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれ」と書かれたとおり、まさに行政のための、内向きの非公開であることを示してしまっており、これ自体が特定病院事件と同質な反復になってしまう。

開示資料分析で示したとおり、当事者・家族の意見の黒塗り隠匿率は82.1%にも及ぶ。職員の意見の黒塗り隠匿率は80.3%にも及ぶ。全体で黒塗り隠匿率は81.7%である。余りにも高い黒塗り隠匿率である。しかし中には公開率が非常に高い意見者もいる。一方で全意見が完全非公開の意見者もいる。意見の採用の基準もなく、職員の恣意的な選別である。

実施機関の弁明書において、三重の職員恣意性が顕れている。どのような基準で代表的なのかも示されず、たまたま記者会見に当たって意見を選んだという恣意性。そして要約意見に関しては、前述のように配慮なく元の意見を全て公開した恣意性。そして、たまたま記者会見に当たって挙げられなかった意見は全く公開しない恣意性である。一部の職員の恣意的な選別で貴重な意見が隠匿され死蔵されてしまって良いのだろうか。開示資料分析に挙げたとおり、黒塗り隠匿率81.7%を免れた僅かな公開意見だけでも、深刻な精神保健福祉法違反がうかがわれる。他の意見を合わせたら、

どれだけの法違反が認められることか。全ての意見をむしろ積極的に公開しなければいけないのではないか。公開こそが特定病院のような事態を防ぐことになり、公開しないこと自体が特定病院と同様な暴虐隠蔽になるのではないか。

4 実施機関（担当：健康医療局がん・疾病対策課）の説明要旨

- (1) 「精神科医療の意見箱」の回答内容は、各医療機関における患者や職員に関する個人情報も多く含むものであり、公開することにより患者個人や病院及び職員を特定される可能性があり、個人情報と固有名詞のみを除いた場合においても、回答全体から患者個人、病院及び職員を特定される可能性がある。
- (2) 本調査は県内の精神科医療の実態を把握するため、より多くの対象者（患者・家族・病院職員等）から自由な意見投稿を募る目的から、投稿フォームには「投稿内容を第三者に提供することはない」旨の記載をして意見を募った。すべての回答を公開することにより、今後同様の調査や相談を実施する際の回答や、庁内で実施している問い合わせフォーム等への投稿をためられるなど、当課の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。
- (3) 一方で、今回の処分において一部公開決定を行った意見については、令和6年5月17日に記者発表（公表）を行った「結果の取りまとめ」の元意見である。精神科病院の実情に対する社会的関心が高く、今後の県の施策の方向性に関して積極的に情報提供を行う必要があると考え、投稿された意見の中でも代表的な意見を要約したものを記者発表したが、その要約意見を県民も検証することができるよう、条例に基づいて、一部公開したものである。
- (4) 以上のことから、条例第5条第1号、第3号及び第5号に該当することにより、一部公開決定とすることは妥当であると考えます。

5 審査会の判断理由

- (1) 非公開情報該当性について

実施機関は、別表1の「公開文書」欄に掲げる「01_意見箱_患者・家族

用」及び「02_意見箱_職員用」の各行政文書（以下「本件対象文書」という。）に記載された同表の「非公開情報」欄に掲げる情報について、同表の「非公開理由」欄に掲げる理由により非公開としているから、以下、当該非公開理由の妥当性について検討する。

ア 条例第5条第1号該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文及びただし書該当性について

当審査会が確認したところ、本件対象文書は、実施機関の所管事業として行われた「精神科医療の意見箱」に寄せられた関係者（患者、その家族及び病院職員）の意見の集計表であり、一行ごとに一人分の回答が記載されている。当該回答内容のうち実施機関が非公開とした情報は、回答者の氏名、電話番号及びメールアドレスの他、特定の精神科病院における回答者の体験や心情等が記載されたものであることが認められる。

そこで検討すると、本件非公開情報のうち、回答者の氏名、電話番号、及び回答者の氏名と推認される文字列を含むメールアドレス（以下「氏名等情報」という。）が記載されている行の情報は、その意見内容も含めて一体として、条例第5条第1号本文前段に規定する「個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」と認められる。また、本件非公開情報のうち、氏名等情報が含まれない行の情報も、その意見内容が特定の精神科病院における自らの体験や心情等を記載したものであることを踏まえれば、個人の人格的利益と密接に関わる情報と認められ、これを公開することで個人の権利利益を害するおそれがあることは否定できないため、条例第5条第1号本文後段に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と認められる。

以上のことから、本件非公開情報は、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報と認められ、また、同号ただし書アからエまでに規定する例外的に公開対象となる情報のいずれにも該当しないものと認められる。

(イ) 条例第6条の規定に基づく部分公開について

以上のとおり、本件非公開情報は、条例第5条第1号本文に規定する個

人に関する情報と認められるが、条例第6条は同条所定の要件を満たす場合に実施機関に対して部分公開義務を課していることから、以下、本件処分における部分公開義務の有無を検討する。

この点、本件非公開情報から個人識別部分を除いたもののうち、実施機関職員が回答集計時に事務処理上の便宜のために記載したメモ（以下「本件備忘メモ」という。）は、「公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがない」（条例第6条第2項）と認められることから、実施機関はこれを部分公開すべきである。一方、本件非公開情報から個人識別部分及び本件備忘メモを除いたものは、前述のとおり、特定の精神科病院における自らの体験や心情等を記したものであり、「公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがない」（条例第6条第2項）とはいえないことから、実施機関がこれを部分公開しなかったことは妥当である。

イ 条例第5条第3号及び第5号ウ該当性について

上記アのとおり、本件非公開情報のうち本件備忘メモを除く情報については、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報と認められる以上、条例第5条第3号及び第5号ウ該当性については判断するまでもないことから、以下、本件備忘メモについてのみ、条例第5条第3号及び第5号ウ該当性を検討する。

前述のとおり、本件備忘メモは、実施機関職員が回答集計時に事務処理上の便宜のために記載したものであり、条例第5条第3号に規定する「公開することにより当該法人等（略）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報とは認められず、また、同条第5号ウに規定する「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」のある情報とも認められない。

ウ 結論

以上のとおり、本件備忘メモは条例第5条第1号本文、第3号及び第5号ウに規定する情報のいずれにも該当しないから、実施機関はこれを公開すべきであるが、その余の情報を非公開としたことは妥当である。

(2) その他

審査請求人は、開示資料分析及び令和8年3月13日付け「意見書」にて、「精神科医療の意見箱」に寄せられた回答を独自に分析した結果を示しつつ、実施機関における情報公開・公表の問題点や神奈川県における精神科医療のあり方等についても言及した上で、本件非公開情報のうち「個人情報と固有名詞」を除いた情報を公開すべき旨主張しているが、いずれも本件処分における非公開理由を覆すに足りる事情とは認め難く、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

公開請求に係る行政文書の内容	公開文書	非公開情報	非公開理由
1月26日～3月15日まで開設した「精神科医療の意見箱」への、患者・家族・職員等の回答計372件の、「自由記述」と「具体的な治療内容」を含めた、個人情報と固有名詞以外の全内容	01_意見箱 —患者・家族用	回答項目のうち①連絡先、②設問1、③設問2、④設問2-1、⑤設問3-1、⑥設問3-2、⑦設問3-3、⑧設問4、⑨氏名、電話番号及びメールアドレスの情報の一部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第5条第1号本文①～⑨ ・ 条例第5条第3号③～⑧ ・ 条例第5条第5号ウ①～⑨
	02_意見箱 —職員用	回答項目のうち①連絡先、②設問2、③設問3、④設問3-1、⑤設問4、⑥設問5-2、⑦設問5-3、⑧設問5-4、⑨設問6、⑩氏名、電話番号及びメールアドレスの情報の一部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第5条第1号本文①～⑩ ・ 条例第5条第3号②～⑨ ・ 条例第5条第5号ウ①～⑩

別表 2

公開 文書	公開すべき情報
01_ 意見箱— 患者・ 家族用	<p>○表 5 行目の「設問 4（任意）」欄における 26 文字目から 35 文字目</p> <p>○表 6 行目の「設問 4（任意）」欄における 48 文字目から 57 文字目</p> <p>○表 7 行目の「設問 4（任意）」欄における 75 文字目から 84 文字目</p> <p>○表 8 行目の「設問 4（任意）」欄における 3 文字目から 12 文字目</p> <p>○表 11 行目の「設問 4（任意）」欄における 3 文字目から 12 文字目</p> <p>○表 12 行目の「設問 4（任意）」欄における 3 文字目から 12 文字目</p> <p>○表 23 行目の「設問 4（任意）」欄における 48 文字目から 88 文字目</p> <p>○表 24 行目の「設問 4（任意）」欄における 157 文字目から 165 文字目</p> <p>○表 26 行目の「設問 4（任意）」欄における 124 文字目から 132 文字目</p> <p>○表 27 行目の「設問 4（任意）」欄における 145 文字目から 154 文字目</p> <p>○表 29 行目の「設問 4（任意）」欄における 246 文字目から 255 文字目</p> <p>○表 31 行目の「設問 4（任意）」欄における 337 文字目から 373 文字目</p> <p>○表 35 行目の「設問 4（任意）」欄における 13 文字目から 51 文字目</p> <p>○表 45 行目の「設問 4（任意）」欄における 26 文字目から 34 文字目</p> <p>○表 49 行目の「設問 4（任意）」欄における 81 文字目から 89 文字目</p> <p>○表 50 行目の「設問 4（任意）」欄における 100 文字目から 108 文字目</p> <p>○表 51 行目の「設問 4（任意）」欄における 52 文字目から 60 文字目</p> <p>○表 65 行目の「設問 4（任意）」欄における 105 文字目から 113 文字目</p> <p>○表 74 行目の「設問 4（任意）」欄における 10 文字目から 38 文字目を除く文字</p> <p>○表 76 行目の「設問 4（任意）」欄における 388 文字目から 396 文字目</p> <p>○表 77 行目の「設問 4（任意）」欄における 124 文字目から 132 文字目</p> <p>○表 80 行目の「設問 4（任意）」欄における 281 文字目から 314 文字目</p> <p>○表 82 行目の「設問 4（任意）」欄における 20 文字目から 28 文字目</p>

- 表 88 行目の「設問 4（任意）」欄における 140 文字目から 148 文字目
- 表 89 行目の「設問 4（任意）」欄における 368 文字目から 376 文字目
- 表 91 行目の「設問 4（任意）」欄における 269 文字目から 277 文字目
- 表 92 行目の「設問 4（任意）」欄における 369 文字目から 377 文字目
- 表 97 行目の「設問 4（任意）」欄における 78 文字目から 86 文字目
- 表 98 行目の「設問 4（任意）」欄における 180 文字目から 220 文字目
- 表 99 行目の「設問 4（任意）」欄における 117 文字目から 155 文字目
- 表 109 行目の「設問 4（任意）」欄における 1 文字目から 9 文字目
- 表 113 行目の「設問 4（任意）」欄における 107 文字目から 115 文字目
- 表 116 行目の「設問 4（任意）」欄における 59 文字目から 114 文字目
- 表 117 行目の「設問 4（任意）」欄における 1 文字目から 37 文字目
- 表 120 行目の「設問 4（任意）」欄における 55 文字目から 63 文字目
- 表 127 行目の「設問 3－2」欄の非公開情報
- 表 127 行目の「設問 4（任意）」欄における 128 文字目から 141 文字目
- 表 146 行目の「設問 4（任意）」欄における 355 文字目から 372 文字目
- 表 147 行目の「設問 4（任意）」欄における 357 文字目から 375 文字目
- 表 149 行目の「設問 4（任意）」欄における 285 文字目から 304 文字目
- 表 150 行目の「設問 4（任意）」欄における 349 文字目から 367 文字目
- 表 151 行目の「設問 3－2」欄の非公開情報
- 表 151 行目の「設問 4（任意）」欄における 393 文字目から 396 文字目
- 表 152 行目の「設問 4（任意）」欄における 378 文字目から 386 文字目
- 表 220 行目の各「設問 3－2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 13 文字目から 16 文字目
- 表 220 行目の各「設問 3－2」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報
- 表 220 行目の各「設問 3－2」欄のうち左から 3 つ目の欄における

非公開情報

○表 220 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 4 つ目の欄における非公開情報

○表 220 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 5 つ目の欄における非公開情報

○表 220 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 6 つ目の欄における非公開情報

○表 220 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 7 つ目の欄における非公開情報

○表 220 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 8 つ目の欄における非公開情報

○表 220 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 3 文字目

○表 221 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 3 文字目

○表 222 行目の各「設問 3-1」欄のうち左から 1 つ目の欄における 4 文字目から 8 文字目

○表 222 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 9 文字目から 12 文字目

○表 222 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 3 文字目

○表 223 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 13 文字目から 16 文字目

○表 223 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 3 文字目

○表 224 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 10 文字目から 13 文字目

○表 225 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 3 文字目

○表 226 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 31 文字目から 34 文字目

○表 226 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報

○表 226 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 3 文字目

○表 228 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報

○表 228 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 3 つ目の欄における非公開情報

○表 229 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 41 文字目から 45 文字目

○表 231 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 4 文字目

○表 232 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 13 文字目から 17 文字目

○表 232 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報

○表 232 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 3 つ目の欄における非公開情報

○表 232 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 4 つ目の欄における非公開情報

<p>○表 232 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 5 つ目の欄における非公開情報</p> <p>○表 234 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 13 文字目から 17 文字目</p> <p>○表 234 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報</p> <p>○表 234 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 3 つ目の欄における非公開情報</p> <p>○表 235 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 31 文字目から 35 文字目</p> <p>○表 235 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報</p> <p>○表 235 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 3 つ目の欄における非公開情報</p> <p>○表 235 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 4 つ目の欄における非公開情報</p> <p>○表 239 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 13 文字目から 17 文字目</p> <p>○表 239 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報</p> <p>○表 244 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 13 文字目から 17 文字目</p> <p>○表 244 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報</p> <p>○表 244 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 3 つ目の欄における非公開情報</p> <p>○表 245 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 13 文字目から 17 文字目</p> <p>○表 245 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報</p> <p>○表 245 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 3 つ目の欄における非公開情報</p> <p>○表 250 行目の各「設問 3-1」欄のうち左から 1 つ目の欄における 18 文字目から 22 文字目</p> <p>○表 250 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 9 文字目から 13 文字目</p> <p>○表 250 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報</p> <p>○表 253 行目の各「設問 3-1」欄のうち左から 1 つ目の欄における 5 文字目から 9 文字目</p> <p>○表 255 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 4 文字目</p> <p>○表 256 行目の各「設問 3-1」欄のうち左から 1 つ目の欄における 19 文字目から 23 文字目</p> <p>○表 256 行目の各「設問 3-1」欄のうち左から 2 つ目の欄における</p>
--

非公開情報

○表 256 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 13 文字目から 17 文字目

○表 256 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報

○表 256 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 3 つ目の欄における非公開情報

○表 256 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 4 つ目の欄における非公開情報

○表 256 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 4 文字目

○表 260 行目の各「設問 3-1」欄のうち左から 1 つ目の欄における 19 文字目から 23 文字目

○表 260 行目の各「設問 3-1」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報

○表 260 行目の各「設問 3-1」欄のうち左から 3 つ目の欄における非公開情報

○表 260 行目の各「設問 3-1」欄のうち左から 4 つ目の欄における非公開情報

○表 260 行目の各「設問 3-1」欄のうち左から 5 つ目の欄における非公開情報

○表 260 行目の各「設問 3-1」欄のうち左から 6 つ目の欄における非公開情報

○表 260 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 31 文字目から 35 文字目

○表 260 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報

○表 260 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 3 つ目の欄における非公開情報

○表 260 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 4 つ目の欄における非公開情報

○表 260 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 5 つ目の欄における非公開情報

○表 260 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 6 つ目の欄における非公開情報

○表 260 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 7 つ目の欄における非公開情報

○表 260 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 8 つ目の欄における非公開情報

○表 260 行目の各「設問 3-2」欄のうち左から 9 つ目の欄における非公開情報

○表 260 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 4 文字目

○表 260 行目の「氏名 (任意)」欄における非公開情報

○表 261 行目の各「設問 3-1」欄のうち左から 1 つ目の欄における 5 文字目から 9 文字目

- 表 261 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 4 文字目
- 表 262 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 4 文字目
- 表 267 行目の各「設問 3 - 1」欄のうち左から 1 つ目の欄における 5 文字目から 9 文字目
- 表 267 行目の各「設問 3 - 2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 5 文字目から 9 文字目
- 表 267 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 4 文字目
- 表 268 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 4 文字目
- 表 269 行目の各「設問 3 - 1」欄のうち左から 1 つ目の欄における 5 文字目から 9 文字目
- 表 269 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 4 文字目
- 表 270 行目の各「設問 3 - 1」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報
- 表 270 行目の各「設問 3 - 1」欄のうち左から 3 つ目の欄における非公開情報
- 表 270 行目の各「設問 3 - 2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 8 文字目から 12 文字目
- 表 271 行目の各「設問 3 - 1」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報
- 表 271 行目の各「設問 3 - 2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 10 文字目から 14 文字目
- 表 271 行目の各「設問 3 - 2」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報
- 表 277 行目の各「設問 3 - 1」欄のうち左から 1 つ目の欄における 5 文字目から 8 文字目
- 表 279 行目の「氏名 (任意)」欄における非公開情報
- 表 280 行目の各「設問 3 - 1」欄のうち左から 1 つ目の欄における 19 文字目から 23 文字目
- 表 280 行目の各「設問 3 - 1」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報
- 表 280 行目の各「設問 3 - 1」欄のうち左から 3 つ目の欄における非公開情報
- 表 280 行目の各「設問 3 - 2」欄のうち左から 1 つ目の欄における 31 文字目から 35 文字目
- 表 280 行目の各「設問 3 - 2」欄のうち左から 2 つ目の欄における非公開情報
- 表 280 行目の各「設問 3 - 2」欄のうち左から 3 つ目の欄における非公開情報
- 表 280 行目の各「設問 3 - 2」欄のうち左から 4 つ目の欄における非公開情報
- 表 280 行目の「設問 4 (任意)」欄における 1 文字目から 4 文字目
- 表 281 行目の各「設問 3 - 1」欄のうち左から 1 つ目の欄における 7 文字目から 11 文字目
- 表 281 行目の各「設問 3 - 2」欄のうち左から 1 つ目の欄における

	12文字目から16文字目 ○表281行目の各「設問3-2」欄のうち左から2つ目の欄における 非公開情報 ○表281行目の各「設問3-2」欄のうち左から3つ目の欄における 非公開情報 ○表281行目の各「設問3-2」欄のうち左から4つ目の欄における 非公開情報 ○表281行目の「設問4（任意）」欄における1文字目から4文字目
02_ 意見箱_ 職員用	○表40行目の「設問6（任意）」欄における145文字目から157文字目

※上記の表中、文字数の計算（「○文字目」）は、数字については各桁を1文字として計算した（例：「2024年」は5文字と計算）。また、句読点及び記号はいずれも1文字と数えた。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 年 3 月 26 日 (収受)	○ 諮問
令和 8 年 1 月 29 日 (第 264 回部会)	○ 審議
令和 8 年 2 月 20 日 (第 265 回部会)	○ 審議
令和 8 年 3 月 13 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 8 年 3 月 19 日 (第 266 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	部 会 員
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和8年4月17日現在) (五十音順)